

千歳市介護予防通所型サービス(独自)サービスコード表 令和6年6月版

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1 適当な標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス11日割			59単位	59		1日につき
A6	1121 通所型独自サービス12		(2) 事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス12日割			119単位	119		1日につき
A6	1113 通所型独自サービス21	ロ 1 月あたりの回数を定める場合	(1) 事業対象者(週1回程度)・要支援1 1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1123 通所型独自サービス22			(2) 事業対象者(週2回程度)・要支援2 1月の中で全部で8回まで	447単位		447
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 適当な標準的な回数を定める場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位減算	-1	
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者(週2回程度)・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1単位減算	-1		1日につき
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22				事業対象者(週2回程度)・要支援2	4単位減算	
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1 適当な標準的な回数を定める場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				1単位減算	-1	
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者(週2回程度)・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1単位減算	-1		1日につき
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1	4単位減算	-4	1回につき
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22				事業対象者(週2回程度)・要支援2	4単位減算	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	5612 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	1回につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	6125 通所型独自サービス同一建物減算 / 21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1 1月の中で1回該当する場合	94単位減算	-94		
A6	6135 通所型独自サービス同一建物減算 / 31			事業対象者(週1回程度)・要支援1 1月の中で2回該当する場合	188単位減算		-188
A6	6145 通所型独自サービス同一建物減算 / 41		事業対象者(週1回程度)・要支援1 1月の中で3回該当する場合	282単位減算	-282		
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1		事業対象者(週2回程度)・要支援1 1月の中で4回以上該当する場合	376単位減算	-376		
A6	6126 通所型独自サービス同一建物減算 / 22		事業対象者(週2回程度)・要支援2 1月の中で1回該当する場合	94単位減算	-94		
A6	6136 通所型独自サービス同一建物減算 / 32		事業対象者(週2回程度)・要支援2 1月の中で2回該当する場合	188単位減算	-188		
A6	6146 通所型独自サービス同一建物減算 / 42		事業対象者(週2回程度)・要支援2 1月の中で3回該当する場合	282単位減算	-282		
A6	6156 通所型独自サービス同一建物減算 / 52		事業対象者(週2回程度)・要支援2 1月の中で4回該当する場合	376単位減算	-376		
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者(週2回程度)・要支援2 1月の中で8回以上の場合	752単位減算	-752		
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算		ホ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算		100
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算()	150単位加算	150		
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算		(2) 口腔機能向上加算()	160単位加算	160		
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6	6011 通所型独自サービス提供体制強化加算 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012 通所型独自サービス提供体制強化加算 2				事業対象者・要支援2	176単位加算	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制強化加算 1		(1) サービス提供体制強化加算()	事業対象者(週1回程度)・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108 通所型独自サービス提供体制強化加算 2				事業対象者(週2回程度)・要支援2	144単位加算	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制強化加算 1		(3) サービス提供体制強化加算()	事業対象者(週1回程度)・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制強化加算 2				事業対象者(週2回程度)・要支援2	48単位加算	
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算	又 生活機能向上連携加算		100単位加算	100		
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 1	(1) 生活機能向上連携加算() (3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	6200 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算() (6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算() (6月に1回を限度)	5単位加算	5		

要支援1または週1回程度利用の事業対象者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

要支援2または週2回程度の事業対象者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

要支援1及び週1回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1111(1,798単位)」を使用。

要支援2及び週2回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1121(3,621単位)」を使用。

要支援2または週2回程度利用の事業対象者で、1月の中で5回以上同一建物減算をするときは次のように請求する。
・1月の中で5回該当する場合は、「6156(-376単位)」と「6126(-94単位)」の両方を使用する。
・1月の中で6回該当する場合は、「6156(-376単位)」と「6136(-188単位)」の両方を使用する。
・1月の中で7回該当する場合は、「6156(-376単位)」と「6146(-282単位)」の両方を使用する。

A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算	カ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の92/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の80/1000 加算		
A6	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算		(4)介護職員等処遇改善加算()	所定単位数の64/1000加算		
A6	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 1		(5)介護職員等処遇改善加算()	(一)介護職員等処遇改善加算()(1)	所定単位数の81/1000加算	
A6	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 2			(二)介護職員等処遇改善加算()(2)	所定単位数の76/1000加算	
A6	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 3			(三)介護職員等処遇改善加算()(3)	所定単位数の79/1000加算	
A6	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 4			(四)介護職員等処遇改善加算()(4)	所定単位数の74/1000加算	
A6	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 5			(五)介護職員等処遇改善加算()(5)	所定単位数の65/1000加算	
A6	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 6			(六)介護職員等処遇改善加算()(6)	所定単位数の63/1000加算	
A6	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 7			(七)介護職員等処遇改善加算()(7)	所定単位数の56/1000加算	
A6	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 8			(八)介護職員等処遇改善加算()(8)	所定単位数の69/1000加算	
A6	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 9			(九)介護職員等処遇改善加算()(9)	所定単位数の54/1000加算	
A6	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 10			(十)介護職員等処遇改善加算()(10)	所定単位数の45/1000加算	
A6	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 11			(十一)介護職員等処遇改善加算()(11)	所定単位数の53/1000加算	
A6	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 12	(十二)介護職員等処遇改善加算()(12)		所定単位数の43/1000加算		
A6	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 13	(十三)介護職員等処遇改善加算()(13)		所定単位数の44/1000加算		
A6	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 14	(十四)介護職員等処遇改善加算()(14)		所定単位数の33/1000加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002			事業対象者(週1回程度)・要支援1	59単位		41	1日につき
A6	8011			事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012				119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21回数・定超	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1 1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013			事業対象者(週2回程度)・要支援2 1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002			事業対象者(週1回程度)・要支援1	59単位		41	1日につき
A6	9011			事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012				119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21回数・人欠	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者(週1回程度)・要支援1 1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013			事業対象者(週2回程度)・要支援2 1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

介護職員等処遇改善加算()については、令和7年3月31日まで算定可能。

同一建物減算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(令和5年8月25日厚生労働省事務連絡) - 資料9)に列記された事由に該当する場合は、日割り計算で算定する。

は変更
は新設
は廃止